

川崎市高齢者の生きがいと健康づくり指導事業運営要綱

(目的)

第 1 条 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業が、適切かつ効果的に実施されるよう当該地区を指導するとともに、事業の成果等の普及に努め、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の実践活動を推進することを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は川崎市とする。ただし、事業の一部又は全部を公益財団法人川崎市老人クラブ連合会（以下「市老連」という。）に委託することができるものとする。

(事業の内容)

第 3 条 高齢者の生きがいと健康づくり指導事業の内容については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業に必要な指導・助言
- (2) 事例集の作成、配布及び成果の普及
- (3) 事業の実施に必要な情報の収集、調査及びその提供
- (4) その他、本事業として適当と認められる事業

(協力体制)

第 4 条 川崎市が本事業を実施するに当たっては、市老連と連携を密にし、相互の協力体制を確保するものとする。

附 則

この要綱は、平成元年 12 月 28 日から施行する。

この改正要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。